

見積依頼書

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 今西 耕平

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
6PRX1GE00200	6PSF1A20012 0001		E8-12				
品名 または 件名							
ボイラーダンパーモーター更新							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST				0		
納地または工事場所				引渡場所			
関東処 用賀支				用賀支 総管理課 営繕班			
搬入場所				納期または工期			
用賀支 総管理課 営繕班				令和8年12月25日(金)			

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計課事務室 (ホームページ https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga/keiyaku_top.html)

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所:

提出日時場所 : 令和8年6月9日(火) 10時00分 会計課事務室

4 決定方式及び契約方式

決定方式: 総品目総額 契約方式: 随意契約

5 注意事項

- 令和8年6月9日(火) 10時00分までに見積書の提出をお願いします。(FAXやメールも可としますが、後日原本の提出をお願いします。)
- 参加する者に必要な事項
契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- 見積りの方法
見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
- 見積書の無効
ア 注意事項に示した参加する者に必要な資格のない者が提出した見積書
イ 見積金額が明瞭でない見積書及び見積りした者が誰であるか識別しがたい見積
- 本方式は随意契約を前提として見積依頼(オープンカウンター方式)であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
- 見積書の提出をもって「駐屯地標準契約書(物品販売契約条項又は役務請負契約条項)」、「談合等の不正行為に関する特約条項」および「暴力団排除に関する特約条項」の内容について誓約したものとする。
- 物品売買の場合は同等品判定依頼書については見積期日の3営業日前14時00分までに提出すること。
この際FAXでの提出を可とする。
- 契約手続きに関する問い合わせ先
〒158-0098 東京都世田谷区上用賀1-20-1
陸上自衛隊関東補給処用賀支処 総務部会計課契約班
担当: 上原 TEL: 03-3429-5241(内線 378)
FAX: 03-3429-5245
※仕様については 営繕班 矢田部(内線325)までお問い合わせください。

見 積 書

調達要求番号	5PS51A20012	契約実施計画番号	5PRX1GE00200
--------	-------------	----------	--------------

金額¥

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
ボイラーダンパーモーター更新	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						
納 入 場 所	関東補給処用賀支処管理課			納 期	令和8年12月25日	
入札(契約)保証金	免 除		入札(見積)書有効期間			

令和8年6月9日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会 計 課 長 今 西 耕 平 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者
担当者連絡先

表紙含：(8枚)
仕様書番号：第E8-12号
作成年月日：令和8年4月27日
作成部隊名：関東補給処用賀支処
総務部管理課

ボイラーダンパーモーター更新
仕 様 書

件名	ボイラーダンパーモーター更新	図面番号	1 / 8
図面名称	表紙	縮尺	

仕 様 書

1 件 名

ボイラーダンパーモーター更新

2 場 所

東京都世田谷区上用賀1丁目20番1号 陸上自衛隊用賀駐屯地

3 概 要

ボイラー用ダンパーモーター部交換及び燃焼調整

4 履行期限

契約日 ～ 令和8年12月25日(金)

共 通 仕 様 書

1 一般事項

(1) 本仕様書に記載してある事項のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）」（最新版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）」（最新版）、「防衛省整備計画局制定の土木工事共通仕様書」（最新版）を準拠並びに官側の指示による。

(2) 適 用

ア 本仕様書は、陸上自衛隊用賀駐屯地において実施する。建築物等の工事及び修理に適用する。

イ 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行するものとする。

(3) 用語の定義

ア 現場代理人とは、本仕様書に規定する受注者側の工事及び修理責任者をいう。また、工事及び修理を総合的に把握し、工事及び修理を円滑に実施するために官側との連絡調整を行う者をいう。

イ 工事及び修理検査とは、本仕様書に規定するすべての工事及び修理の完成を確認するために官側が指定した検査官が行う検査をいう。

(4) 官公署その他への届出手続き等

ア 工事及び修理の着手、施工、完成に当たり関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。

イ アに規定する届出手続き等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督官に報告する。

ウ 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。

件 名	ボイラーダンパーモーター更新	図面番号	2 / 8
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

(5) 書類の書式等

ア 書面を提出する書式(提出部数を含む)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督官の指示による。ただし、別に定めがある場合を除く。(6) 仕様書等の取扱い
本仕様書は、工事及び修理の施工のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(7) 疑義に対する協議等

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で本仕様書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従い実施する。

(8) 関係法令等の遵守

工事及び修理の実施にあたり、駐屯地の規定を遵守するとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、工事及び修理の円滑な進行を図る。

(9) 施工条件

工事及び修理を行う時間は、原則として平日08時15分～17時00分までとする。なお、工事及び修理日時を変更する場合は、事前に監督官の承諾をうけること。

(10) 受注者の負担の範囲

ア 工事及び修理の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。ただし、設備の試運転に関する必要最小限の電気、ガス水道等の使用を除く。

イ 工事及び修理に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

(11) 工事及び修理担当者

ア 受注者は、現場代理人を定め、官側に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

イ 現場代理人は、工事および修理担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、現場代理人は、工事及び修理担当者を兼ねることができる。

ウ 工事及び修理担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

エ 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。

オ 官側は、工事及び修理担当者の工事及び修理不履行、著しく不適格と明らかに認められる者があつた場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合、受注者は、業務に支障をきたさないように必要な措置を行わなければならない。

件名	ボイラーダンパーモーター更新	図面番号	3 / 8
図面名称	共通仕様書	縮尺	

- (12) 報告書の書式等
報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、事前に監督官の承諾を得る。
- (13) 安全管理
ア 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。
イ 受注者側の不注意により建物等を損傷させた場合は、受注者の責任において原状に復旧すること。
- (14) 保全の措置
許可を受けていない場所への立入は、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、官側と調整し所定の手続きをすること。
- (15) 関連業務との調整
本工事及び修理とは、契約外で関連及び調整を生じる工事及び修理が発生した場合には、官側と協議しその指示に従うこと。
- (16) 材料
ア 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
イ 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
ウ 工事及び修理に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。
- (17) 材料の品質等
ア 工事及び修理に使用する材料は本仕様書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。
イ 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表等を監督官に提出する。
ウ 材料の色、柄等については、監督官の指示を受ける。
エ 特記事項に定められた材料は、見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合等について、あらかじめ監督官の承諾を受ける。
- (18) 材料の検査等
現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。また、現場に搬入した材料のうち、変質等により工事及び修理に使用することが適当でないと監督官の指示を受けたものは、直ちに工事及び修理現場外に搬出する。
- (19) 材料の保管
搬入した材料は、工事及び修理に使用するまで、変質等させないように保管する。
- (20) 発生材の処理等
ア 発生材の抑制、裁量、再資源化及び再生資源の積極的活用を努める。なお、本仕様書に定められた以外に発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。

件名	ボイラーダンパーモーター更新	図面番号	4 / 8
図面名称	共通仕様書	縮尺	

イ 発生材の処理は、次による。

(ア) 発生材のうち、官側に引渡しを要するものは、金属類とし、監督官の指示を受けた場所に整理のうえ、発生材調書を作成して監督官に提出する。

(イ) (ア)以外のものは、すべて構外に搬出し「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。なお、産業廃棄物に関しては、マニフェストの写し（A、B 2、D、E 票）を契約工期内に官側に提出するものとする。

(21) 提出書類

ア 現場代理人等通知書

イ 工程表

ウ 日誌

エ 打合せ簿（発生の都度）

オ 材料搬入報告書（発生の都度）

カ 施工体制台帳及び施工体系図（必要な場合）

キ 発生材調書（発生の都度）

ク その他官側の指定するもの

ケ 官側より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が漏洩した場合は、受注者がすべて責任を負うこと。

(22) 写真撮影

工事及び瀬修理の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠蔽となる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A 4 版）に整理し、検査前に監督官に提出すること。

件名	ボイラーダンパーモーター更新	図面番号	5 / 8
図面名称	共通仕様書	縮尺	

特記仕様書

1 更新概要

(1) 対象設備

小型貫流ボイラー 2基

(株)日本サーモエナジー (旧タクマ) 製 TW-1500

(2) 更新部品

ダンパーモーター 2台 (1台/1基)

(株)日本サーモエナジー (旧タクマ) 製 Z22700-061B

(3) 更新要領

ア ダンパーモーターを撤去後、更新部品を設置する。

イ 部品設置後、燃焼調整および試運転調整を行い作動状態が正常であることを確認する。

2 その他

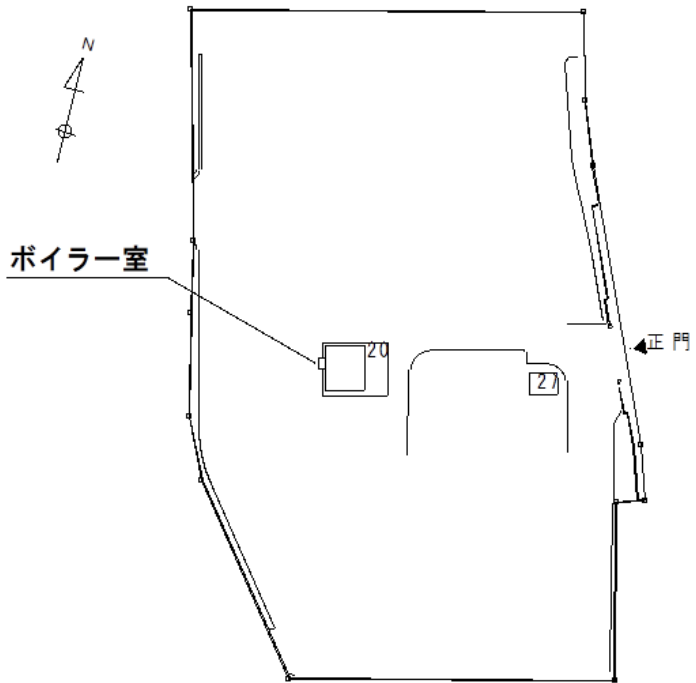
(1) 更新における実施時間は、平日の0815から1700までとする。土曜日、日曜日及び祝祭日等をはさむ場合は事前に監督官と十分に調整の上で、実施日を定めるものとする。

(2) その他不明な点や細部については、官側の指示によるものとする。

件名	ボイラーダンパーモーター更新	図面番号	6/8
図面名称	特記仕様書	縮尺	




案内図 1 / X

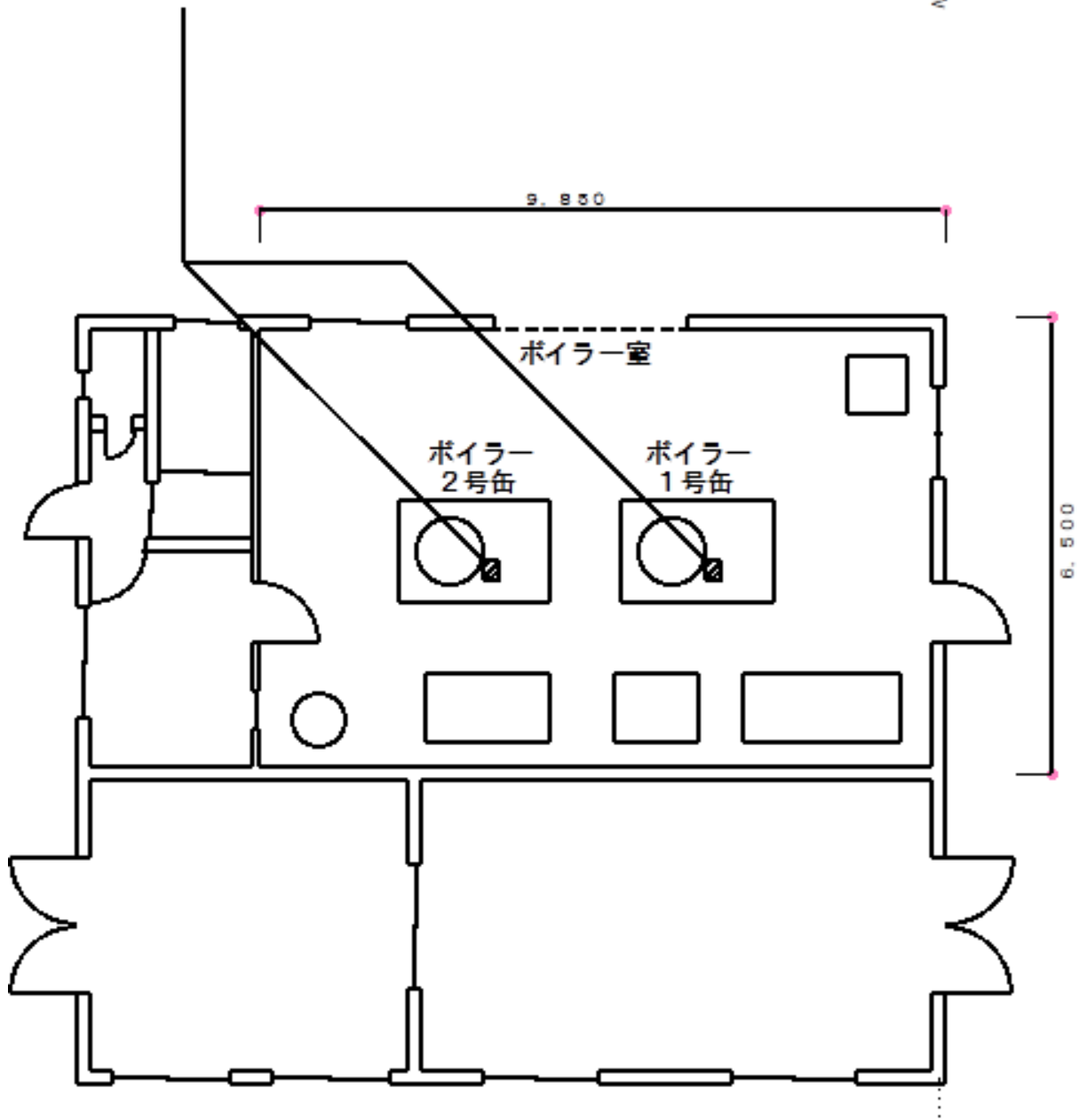


配置図 1 / 1500

件名	ボイラーダンパーモーター更新	図面番号	7 / 8
図面名称	案内図・配置図	縮尺	

凡例

 : 更新場所を示す



ボイラー室配置図 1/100

件名	ボイラーダンパーモーター更新	図面番号	8/8
図面名称	ボイラー室配置図	縮尺	